

解体工事・フロン回収工事

【解体工事】

家財道具などの廃棄物搬出・処理から解体工事まで一貫してご依頼いただけます。
 各種解体工事ご相談ください。お見積は無料です。
 神奈川県知事 許可(般-30) 第61939号 とび・土工事業

建物解体 内装解体 設備解体 石綿除去

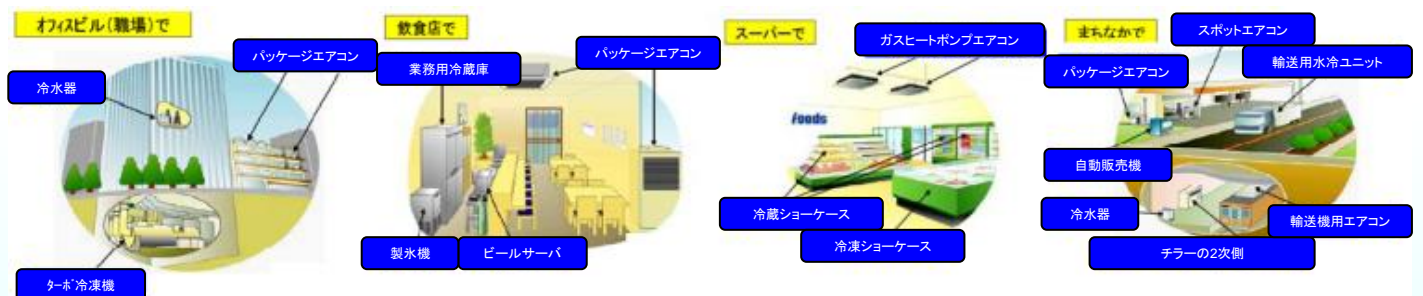


解体工事の流れ



【フロン回収工事】

業務用冷凍機器、空調機器等のフロン類回収はお任せください。
 フロンガスはこんなところに使われています。
 神奈川県登録番号 神(気水) 第1-464号 東京都登録番号 13104402



フロン類を回収しなくてはなりません！

- 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」では、フロン類を使用している業務用の冷凍冷蔵機器及び空調機器の廃棄や整備の際に、フロン類(CFC、HCFC、HFC)の回収を義務付けています。
- フロン類をみだりに放出した場合、「罰則」が科せられます。

【フロン類の放出の禁止】

- ・ 何人も、みだりに業務用冷凍空調機器に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはならない。

【違反した場合】

- ・ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- フロン類の回収を適切に行うため、業務用冷凍空調機器の所有者、解体工事元請業者等は、解体工事の際に、以下のことを確実にする必要があります。義務に違反した場合、「罰則」が科せられることがあります。



ご注意

フロン回収破壊法では行程管理票の使用が義務付けられています